

人材マネジメントシステム導入委託業務仕様書

1. 目的

- (1) 職員情報（経歴・意向・評価結果・保有スキル・研修受講履歴等）を本システムに集約し、データベース化及び可視化することにより、職員の適正・意向・能力等を踏まえた適切な人事配置、人材育成等を実現する。
- (2) 職員情報（保有スキル、経歴）の一部を職員が相互に閲覧できるようにすることで、職員の主体的なキャリア形成の促進、組織の活性化を図る。
- (3) 時期や所属毎の職員情報を集計し、可視化することにより、潜在的な課題を発見するとともに組織マネジメントへの寄与を図る。

2. 業務範囲

- (1) クラウド型人材マネジメントシステムの導入及びシステム利用（保守・サポートを含む。）サービスの提供
- (2) 管理者権限ユーザー・人事管理ユーザーに対するシステム操作研修等の実施
- (3) 一般ユーザーに対するシステム活用に関する研修等の実施
- (4) その他提案システムの設定支援

3. 業務期間

業務期間は以下のとおりとする。なお、システム利用契約については、令和7年度以降、年度毎に契約を締結する。

- (1) システム導入業務 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (2) システム利用期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 機能要件等

- (1) 本システムの対象範囲は、職員約500名とする。ただし、退職者は、職員数に含まずデータのみ管理が可能であること。
- (2) 実装する機能については、「(別紙4) 機能要件確認書」のとおりとする。

5. システム仕様要件

(1) 画面構成及び操作方法

- [ア] 画面のレイアウト及び操作方法について、シンプルで使いやすいレイアウト及び直観的な操作性を有していること。
- [イ] 各画面の情報項目について、削除・追加・位置変更がドラッグ&ドロップ等のマウス操作のみで容易にできること。
- [ウ] 各画面、各項目に応じて、閲覧・編集権限を柔軟に設定できること。
- [エ] 各個人の情報を表示する画面において、配属履歴・在籍年数・役職等について、視覚的にわかりやすく表示できること。
- [オ] 各個人の情報において、PDF ファイル等（資格取得証明書等）を添付・保管し、システム上で閲覧可能であること。

(2) 権限の設定

- [ア] 最低でも次に掲げる種類以上の権限の設定が可能であること。

一般	自身に関する情報を閲覧し、限られた情報の編集が可能。	約314名
所属長	自身及び所属する職員の情報を閲覧し、検索・集計・分析が可能。	約100名
係長	自身及び所属する係の職員の情報を閲覧し、検索・集計・分析が可能。	約75名
人事担当	全職員の情報を閲覧し、検索・集計・分析が可能	10名
管理者	人事担当者及びシステム担当者として全ての機能の利用が可能	1名

- [イ] 各権限は、管理者が設定機能を有し、複数人まとめて設定が可能であること。
- [ウ] 研修コンテンツは管理者のみでなく、権限を持つ一般職員も作成可能であること。

(3) データ

- [ア] 当市において既に導入している「人事・給与システム」「人事評価システム」「就業管理システム」の人事情報のマスタ情報及びその他電子媒体のデータを Excel 形式又は CSV 形式により一括でデータ移行が可能であること。
- [イ] データのインポート機能は一括取込と差分取込が可能であること。
- [ウ] 職員の各データは職員番号を各個別のデータに紐づけされること。
- [エ] 所属先情報について兼務職員は、複数部署の登録が可能であり、主たる部署を設定可能であること。
- [オ] 職員の評価データ等をグラフやレーダーチャート形式で表示でき、多角的な分析が可能であること。

(4) LMS 機能

- [ア] 職員個人又は研修名目を基に自身の研修受講歴が確認できること。
- [イ] 研修担当者は、研修実施後に受講した職員を一括登録機能で受講完了状態に設定可能であること。
- [ウ] 研修の未受講者・対象者を抽出し、メール等で受講促進が行えること。
- [エ] 担当職員が登録した資料スライド等で研修受講を行い、受講後の理解度テストの点数を基に受講完了とする e-ラーニング機能を用いた研修運用が可能であること。
- [オ] 受講した研修のレポート提出又はアンケート集計が可能であること。

(5) 調査機能

- [ア] 人事関係申告（人事異動希望）等に対して既存のテンプレートに沿った形式で実施が可能であること。
- [イ] 各種データを様々な切り口や期間等での検索やグラフ化等ができるとともに、職員のモチベーション等の調査・分析が可能であること。
- [ウ] アンケート実施者は、進捗等の管理により、メールによる案内通知、未実施者へのリマインド等によるアプローチが可能であること。
- [エ] アンケート集計結果を任意の部署で抽出し、Excel 形式又は PDF 形式で出力可能であること。

(6) 配置検討機能

- [ア] 組織図をベースにした配置検討が可能であること。
- [イ] 配置図を期間別に保存し、比較が可能であること。

(7) システム環境

- [ア] クラウドサービスとして提供されており、PC・タブレット・スマートフォン等からインターネットを通じて利用可能であること。
- [イ] クライアント端末について、以下の環境で利用可能であること

OS	Windows10 以上
ブラウザ	Google Chrome・Safari・Microsoft Edge・Firefox の各最新バージョン

- [ウ] システムは 24 時間 365 日利用可能であること。ただし、深夜の時間帯におけるバックアップ処理や保守のための計画的な停止を除く。
- [エ] データセンターは日本国内に立地し、物理的なデータの保管場所が日本国内であること。

(8) 情報セキュリティ

- [ア] 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 28 号）、その他関係法令に準拠していること。
- [イ] プライバシーマークを取得していること。
- [ウ] システムサービスの監視を常に行い、システム停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。また、障害発生時におけるデータ復旧体制が整備されていること。
- [エ] ファイアウォール等を構築し、不要なアクセスは遮断すること。
- [オ] 接続元 IP アドレス制限が可能であること。
- [カ] サーバ及びネットワーク機器等が常に監視され、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。
- [キ] 受託者は定期的（年 1 回以上）に第三者による脆弱性診断を行い、指摘項目の改修がなされること。なお、改修等の費用は受託者にて負担すること。

9. その他

- (1) 受託者は、サービス約款、利用規約、その他受託者が提供するサービスに関することが記載されたもの等を速やかに市に提出しなければならない。また、これを変更する場合は一定の猶予期間をもって事前に市に通知すること。
- (2) 本業務に係る打ち合わせ及び協議は市が求める際に随時行うこととし、その内容については受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、受託者が定めるサービス利用規約等又は市と受託者が協議し決定した内容に従うものとする。